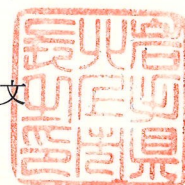


地方税法第20条及び第364条第3項の規定による納税通知書、課税明細書及び更正（賦課）決定通知書の送達を、相続人不存在につき、地方税法第20条の2により次のとおり公告します。

令和8年8月7日

北上市長 八重樫 浩 文



1 送達を受けるべき者

納税義務者 相続財産法人 亡清水慶藏相続財産
相続財産法人 亡八重樫正敏相続財産

2 送達する書類

令和7年度固定資産税納税通知書 1通
令和7年度固定資産税課税明細書 1通
令和7年度更正（賦課）決定通知書 1通
令和8年度固定資産税納税通知書 各1通
令和8年度固定資産税課税明細書 各1通
令和8年度更正（賦課）決定通知書 各1通

- 備考 1 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。
- 2 書類は財務部資産税課で保管しており、本人の申出があれば交付します。